

新たな地域福祉保健計画「中間のまとめ」のパブリックコメントの意見及び意見に対する区の考え方

「文の京」パブリックコメント手続要綱第8条第2項に基づき、氏名及び住所の明示を必須として意見募集を行ったため、匿名での意見については、記載していない。また、募集期間を過ぎて提出された意見についても同様に記載していない。

① 子育て支援計画

No.	意見（原文）	区の考え方
1	<p>この区報を読む限り、既に実施されていることが書いてあるだけで、具体的な目標や数値が示されていないため、計画に実体性があるのかよく分かりません。その前提で…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童館、子育てひろばを9:00から開所してほしい。10時開所では、子どもとの時間を余すことがある。 ・育成に入っていない低学年の子の預り場がほしい。幼稚園は預り保育があるのに、小学生はない。最近の防犯の事情から一人で放つてもおけない。保護者の行動が、これでは制限されてしまうため、強く望みます。 	<p>児童館、子育てひろばにつきましては、事業の特徴に応じた利用時間を設定するとともに、子育てひろばにおける夏期の開館時間延長など、ニーズにもお応えしております。開館時間の変更の予定はありませんが、子ども・子育て支援新制度における地域子育て拠点事業を子育てひろばで行うなど、今後もニーズ把握に努めながら事業の展開を検討してまいります。</p> <p>小学校低学年の児童の預かりは育成室となりますが、児童館が放課後の居場所としてご利用いただけます。また、今後5年間に区立小学校の放課後に校庭等を開放する放課後全児童向け事業を順次整備し、児童が安心して活動できる放課後の居場所を提供していく予定です。</p>
2	<p>「1計画の目的」について</p> <p>策定期間が27年度から31年度となっているが、意見募集の「文京区地域福祉保健計画」は平成27年度から平成29年度となっている。意見募集に際してはこの期間のズレについて、何かしら説明を加えた方が良く思う。</p>	<p>子育て支援計画は、子ども・子育て支援法に規定された5年を一期として策定する「子ども・子育て支援事業計画」の性格をあわせ持つことから、27年度から31年度までの5年間となっております。他の計画との期間の違いについては、地域福祉保健計画「総論」の中でご説明しておりますが、今後とも分かりやすい記載に努めてまいります。</p>
3	<p>「5計画事業」の「2-3-6 親子スポーツ教室」について</p> <p>対象は3歳以上の未就学児から小学生低学年までとした方が良くはないか。スポーツ事業が複数あり、対象者の住み分けがあってもいいように思う。小学生高学年や中学生については、「2-3-7 小中学生スポーツ教室」で受け入れれば良いように思う。</p>	<p>親子スポーツ教室につきましては、親子で一緒に参加し楽しめる種目で実施し、小学生高学年や中学生に対しても親子で参加できる機会を広く提供したいと考えております。計画の変更は行いませんが、未就学児を対象とした事業につきましては、今後検討をしてまいります。</p>

4	<p>「3-1-2 文京区子育てサポーター認定制度」について</p> <p>制度の活用を「ファミリー・サポート・センター事業」に限定すべきではなく、例えば、育成室の職員補助や今後実施される放課後全児童対策事業などにも活用できるようにした方が良いと思う。</p>	<p>この認定制度については、ファミリー・サポート・センター事業で活用するとともに、より広範な事業への展開を今後検討してまいります。</p>
5	<p>「4-1-7 保育園延長保育」、「4-1-8 区立保育園年末保育」について</p> <p>私立園については、延長時間を7時15分以降にできることや年末年始の保育を可能にするなど、公立園との差別化を図れるような認可基準を設けられないか。そのほうが保護者の保育園の選択の幅が広がるように思う。</p>	<p>認可保育所については、区立・私立とも原則として同様の基準になりますが、認証保育所から認可保育所へ移行する園については、現利用者や11時間を超える保育ニーズ等も考慮し、当面は現在の13時間保育を維持し、7時15分以降の延長時間を認める方向で検討を進めています。</p> <p>私立園での年末年始の保育については、事故時の対応等の課題もありますので、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
6	<p>「4-1-13 病児・病後児保育」</p> <p>子どもがおたふくに罹った時に利用し、とても助かった。ただ、利用できる人数が限られていたり、施設数が2ヶ所しかないため、必ず利用できるかという不安があった。保育ニーズに合わせて保育園の増園をするのであれば、このニーズも平行に考える必要があるように思う。今後、こちらの施設数の増も検討すべきように思う。</p>	<p>病児・病後児保育のニーズに対応し、施設の地域偏在等を解消するため、27年度より、民間事業者の訪問型病児・病後児保育を利用した際の費用の一部を助成する事業を開始いたします。</p> <p>当面、この事業の利用状況を確認してまいります。今後の子どもの人口動向やニーズなどを注視してまいります。</p>
7	<p>「4-1-18 育成室の整備及び運営」</p> <p>全国では学童の対象が「小学生」まで拡大される一方、文京区ではこれまでどおり原則3年生までを対象とするとしており、この対象の相違について、区として高学年学童の対象をどの事業で受け入れるのか明確にし、区の事業全体としてみれば、全国の基準と相違がないことを示す必要があるように思う。</p>	<p>区設の育成室においては、待機児童等の状況から当面の間対象児童を小学校3年生までとしています。高学年児童につきましては、今後5年間に区立小学校の放課後に校庭等を開放する放課後全児童向け事業を順次整備し、児童が安心して活動できる放課後の居場所を提供していく予定です。</p>
8	<p>あらゆる面に様々な対策がなされていて、すばらしいと思います。</p> <p>文京区においては、子育ての環境は大変恵まれていると思います。</p>	<p>今後も子育て世帯のニーズに応えられるよう、本計画に沿って子育て施策の充実に努めてまいります。</p>
9	<p>2-1-4 中高生の居場所の確保（b-1 a b（文京区青少年プラザ）等）の事業において、障害の有無に関わらず、すべての中高生が参加し利用できるものとするよう、合理的配慮をもった運営ができるようにしてください。</p>	<p>b-lab（文京区青少年プラザ）は、障害の有無に関わらず、すべての中高生にとって魅力的な居場所となることを目指しています。</p> <p>そのために、運営事業者は他自治体の類似施設及び区内福祉施設への視察や</p>

		<p>実践研修を実施し、さらには区が児童館職員等を対象に実施したホスピタリティ研修を受講しました。また、開館後は、併設する教育センターとの連携や運営に関する情報共有を図り、中高生の満足度が高い施設運営を展開してまいります。</p>
<p>10</p>	<p>将来の子どもたちのより良い環境整備に向けた取り組みありがとうございます。</p> <p>男女の関係なく、働きながら子育てする社会となり、ますます文京区の子育て環境が注目され、子育て世代の増加に繋がっているのは、いろいろなデータ資料が既に証明しています。</p> <p>その要因のひとつに、学童保育（育成室）の内容の充実が挙げられると考えています。</p> <p>文京区はこれまで、適正人数規模を守り、正規複数職員体制で、3年生までの異年齢集団（障害のある児童の6年生までの受け入れを含む）での生活の場を保障する運営を継続してきました。近年認可保育園の複数増加で学童保育の需要が大幅に増しており、今回の計画でも8室増設を盛り込みました。今回の計画策定のほかにも、所管課内でも毎年需要を調査・検討し、確実に増設することで、待機児童の解消に努めてきました。</p> <p>一見似たように映る「全校児童対象の遊び場事業」と「学童保育」を統合する自治体が多い中、目的も内容も違うことを理解し、確実に両立に向けて、進めていることに敬意を表します。</p> <p>子どもたちが、低学年の時代にどう過ごし、どのような経験体験を経ていくか、もまれながらも遊び切った経験を持つか、嫌な思い、嬉しい思い、悲しい思い等々どれだけ潜ってきたか、兄弟も少ない現代社会で、貴重な場が文京区の学童保育には、今も引き継がれています。</p> <p>10年以上経つ他区で実施している「全児童対策事業（遊び場事業）」では、関わるスタッフも、保護者も何が、全児童対策事業で何が学童保育かを見失っているように見えます。</p> <p>今回の計画で示された、「全児童対策事業（遊び場事業）」と「育成室室」</p>	<p>ご意見をいただいておりますとおり、文京区では低学年児を中心とした保育の場としての現在の育成室事業を維持しつつ、児童が安心して活動できる放課後の居場所の提供である、放課後全児童向け事業を順次整備していく予定です。</p>

	<p>のそれぞれの特徴を踏まえた施策実施に期待します。</p> <p>子どもたちが安心して毎日通える生活の場としての学童保育（育成室）を、今後も内容も伴った状態で必要に応じて増やしていただけることをあらためて希望します。</p>	
11	<p>子供を無認可保育園に通わせております。認可・認証は入れず。フルタイムで両親共に働いていますが、保育料が高額で金銭的に厳しい生活となっております。認証は要件を満たせば助成金が支給されますが文京区内の無認可保育園には何も金銭的な援助がありません。無認可でも要件を満たせば助成金を支給してもらえませんか？</p> <p>窓口で相談した際ご意見は多く頂いてますとの事。意見が多いのなら政策として取り入れてもいいのではないのでしょうか。預ける施設は違いますが、子育て、就労、納税してます。経済的負担の軽減も掲げているなら早急に取り入れて下さい。区の独自の政策を期待してます。</p>	<p>認可外保育施設の保育料の助成について、本区では、認可保育所の基準に準じた都の独自の基準を満たしている認証保育所のみを対象としております。本助成制度は、今年度から助成額を定額の 2 万円から前年分の所得に応じた助成額に拡充したところです。来年度から助成対象を直ちに拡大することは現時点では考えておりませんが、他区においては、認証保育所以外の認可外保育施設も助成対象にしているところもあると聞いておりますので、そうしたことも参考に助成のあり方について、今後も更に研究を深めていきたいと考えております。</p>
12	<p>福祉センターの延長保育・定員の拡充（ひまわり園） 育成室の障害児の拡充（定員） 支援学級の拡充（小学校） 放課後デイサービスの拡充（定員と保育時間）</p>	<p>現福祉センターで実施しているひまわり園（児童発達支援。平成 27 年 4 月からは新教育センターにて実施。）の延長保育につきましては、児童発達支援は保育ではなく療育を行う場なので、延長保育という考えはございません。療育を行った後の保育につきましては、保育園等のご利用をお願いいたします。なお、定員の拡充につきましては一日定員を現在の 22 名から 30 名へと増やす予定です。</p> <p>また、育成室の障害児の拡充について、1 室あたり 3 名という定員に変更の予定はございませんが、育成室を増設するため全体としての定員は今後増加する予定です。</p> <p>特別支援学級の拡充につきましては、今後も児童・生徒数の増減や地域的な分布状況を把握しながら、区内全体の状況を見据え、国や都の動向も踏まえつつ、特別支援学級の適切な配置を行ってまいります。</p> <p>最後に、新たな教育センターで実施する放課後等デイサービスにつきましては、療育の必要な就学児を対象に、一日定員 15 名、療育に適切な時間設定で行う予定です。</p>

<p>13</p>	<p>認証保育所以外の認可外保育施設の保育料についても、助成の検討をお願いします。</p> <p>認可保育所、認証保育所ともに入園申し込みはしていますが、入園できず、やむなく認可外保育施設に子どもを預けています。</p> <p>保育料は、認可保育所、認証保育所に比べて高額ですが、認証保育所であれば受けることができる保育料助成も対象となりません。</p> <p>認可保育所に入園できるのであれば、それが一番良いのですが、すぐに叶えられる状況ではありませんので、せめて保育料の助成だけでも検討をお願いします。</p>	<p>(No.11 と同じ。)</p>
<p>14</p>	<p>1-3-5 障害及び障害者・児に対する理解の促進</p> <p>○障害理解を進めていくために必要なこと(実態・意向調査より)を拝見して、障害児(小1、区立小特別支援学級所属)を持つ親(当事者)として意見を書かせていただきます。</p> <p>結論からいうと、すべての区立小学校、中学校に支援学級を開設していただけるよう希望しています。</p> <p>現在、区内の障害児は、保育園や幼稚園では概ね健常児とともに過ごしていますが、小学校で行ける学校が限られてしまうと幼い頃からの同年齢の交流がとぎれてしまうこと、そして学区外の学校まで登校することにすくなくならず子供本人や保護者は負担を強いられることになるからです。</p> <p>一方で、一部の小学校の支援学級の児童数が増えてしまうと質の低下や現場職員や受け入れ校の負担増加が懸念されます。</p> <p>いくらガイドブックやVTRで啓発しても、実際に学校生活をおくっている健常児とそうでない学校の健常児では、障害のある人への理解はかなり違うと思います(さらには教職員や保護者も同様と思います)。</p> <p>「障害のある人がよりひろく社会で受け入れられる(真のバリアフリー社会の実現)のための下地作りをする」という意味でも、公立の小中学校で、共に学ぶという経験・環境をぜひ、文京区に後押ししていただきたいと思えます。</p>	<p>特別支援学級の拡充については、今後も児童・生徒数の増減や地域的な分布状況を把握しながら、区内全体の状況を見据えるとともに、国や都の動向も踏まえつつ、特別支援学級の適切な配置を行ってまいります。</p>

	<p>現在、私の息子は「千駄木で生まれ育ち、汐見保育園を卒園し汐見小学校に入学」というわが家にとっては理想的な環境で過ごさせてもらっていることから、周囲の障害児をもつ親御さんにもできるだけ同様の環境を整えることができないかと考えています。また来たる中学校の就学先としても友人とのつながりが途切れず徒歩で通学できる地元中学校を希望しています。</p> <p>今回の計画では個別の自立支援は様々なプログラムを用意していただき、文京区関係者の方々のご尽力に深く感謝申し上げます。</p> <p>またこのような機会を設けていただき、ありがとうございました。</p> <p>ぜひ公の場で、区内全小中学校への支援学級設置についてご検討、および関係部門への働きかけをお願いいたします。</p>	
15	<p>放課後全児童対策は計画期間中に区内の全区立小学校に展開されることになっている。計画策定、事業量算定の経緯からして、この事業は文京区独自の方針として高学年学童保育を実施しないこととしたこと（これは是とするが）の代償・補完としての意味合いも併せ持つと理解している。この点も踏まえ、各地域の住民との十分な協議を前提に、できる限り早期の事業展開を重ねてお願いしたい。区役所側も同じご見解と理解しており、残るは具体的な事業展開の内容と速度の問題であるはず。</p>	<p>放課後全児童向け事業につきましては、各地域住民の方の意向を反映させた、新たな放課後の居場所として提供できるよう、関係機関との調整を図りながら順次実施していく予定です。</p>
16	<p>更なる子育て施策を</p> <p>まず働く（働ける状況）事を前提にした相談体制を願う。多くが即日利用できないために、働く希望をもっている人が選択にとまどう。女性も男性も希望すれば保育所等の利用ができる状況をぜひつくってあげてほしい。結果的に安心と余裕をうみだし選択がひろがります。未来をつくる社会の仕事として。</p>	<p>保育課職員を「保育ナビゲーター」として位置づけ、認可保育所の入園相談だけでなく、認可外保育施設も含めた各種保育サービスの情報提供や相談業務を行っております。</p> <p>今後も保護者のニーズに寄り添った丁寧な対応に努めてまいります。</p>

② 高齢者・介護保険事業計画

No.	意見（原文）	区の考え方
17	<p>ひとり暮らし高齢者への支援について、希望を述べさせていただきます。高齢でひとりだと食事を作るのが辛くて、まずしい食事になる。配食の弁当はまずいので夕食だけでもヘルパーが作ってくれると栄養のバランスが良くなると思う。</p>	<p>介護保険サービスで、ヘルパーによる食事の準備や調理を行うためには、介護の認定申請を行っていただき、認定される（要支援または要介護）必要があります。また、ご利用者のできない部分を支援しますので、要支援など心身の状態が良くなる可能性の高い方には、代行的ではなく補完的なサービスになることがあります。</p> <p>介護の認定を受ける状態でない方（自立、非該当）や、補完的でなく代行的なサービスを受けたい場合には、介護保険外として自費で家政婦によるサービスを依頼していただくこととなります。</p> <p>今後、介護保険制度の改正に伴い、サービスの一部が新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行しますので、文京区の実情にあった内容を検討してまいります。</p>
18	<p>介護保険料について 高齢者の保険料を上げるべき！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間所得 200 万円の場合、保険料は 101,100 円で所得に対する割合は 5% となる。 ・年間所得 2,000 万円の場合、保険料は 202,100 円で所得に対する割合は 1% である。 <p>※所得に対する割合を合わせるべきである。</p>	<p>すべての 65 歳以上の第 1 号被保険者の介護保険料は、低所得者に対する保険料の軽減を図りながら、所得段階別の定額保険料により徴収することとされています。</p> <p>文京区における第 6 期介護保険料については、国の定める標準段階の 9 段階を独自の裁量により 15 段階と更に細分化するとともに、合計所得 500 万円以上（第 10 段階）の方には、基準額（第 5 段階保険料 1.00）に対する国の定める乗率（最高 1.70）を上回る乗率（1.80～3.20）を設定しております。</p> <p>また、第 4 段階及び第 6 段階～第 9 段階の方については、国の定める乗率を軽減することによって過度な保険料の上昇を抑えるなど、それぞれの所得段階に応じたきめこまやかな負担の見直しを図っております。</p>
19	<p>（在宅介護支援の強化）</p> <p>① 区民専用のデイ施設 始・終時間の拡大</p> <p>10 時～17 時では、介護家族の就業を断念せざるをえません。子供の保育と同様に早朝～夜までのパターンを導入して頂きたい。また、自宅⇄施設の送迎のみでなく、病院⇄施設など、送迎場所についても実情に応じた利用を認</p>	<p>①について</p> <p>現在のデイサービスの利用時間は、最長で 9 時間となっておりますが、介護保険の制度の中で延長サービスが認められており 3 時間の延長が可能です。最長で 12 時間となりますが、事業者が延長サービスを設定していることが必要となります。延長サービスについては、平成 27 年度の制度改正において、</p>

めて頂きたい。→一人っ子で両親介護は、不可能であり休職中です。(介護と医療の連携強化を含む。)

② 認知症は何故障者とされないのか？

アルツハイマー型認知症(7年目)の母は、身体に関し自覚症状を明確に申告できない故、病院に於ても適切な治療を受けることが困難であり、そのため、この度末期がんであることが発覚しました。各院に認知症患者専門医も必要と思います。

③ 認知症&緩和ケアの施設設置を望みます。

④ 車椅子歩行できる歩道の整備推進を望みます。(車道側に斜めになり、キケンです。)

延長幅をさらに伸ばすことが検討されています。他の介護保険サービスとしては、通いを中心とした小規模多機能型居宅介護というサービスがあり、こちらは時間の制限が比較的緩やかなものとなっております。また、送迎場所についてですが、介護保険の居宅系サービスは、原則、居住地を起点として行われるものであり、自宅からの送迎が基本となります。

②について

認知症により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある場合、「精神障害者保健福祉手帳」の対象となります。また、国では、認知症にかかる地域医療体制構築の中核的な役割を担う認知症サポート医を養成する「認知症サポート医養成研修実施事業」や、地域のかかりつけ医に対する「かかりつけ医認知症対応力向上研修事業」を推進しているところであり、文京区においては、平成25年度までに、22人の医師が認知症サポート医養成研修を受講し、46人がかかりつけ医認知症対応力向上研修を受講しています。

③について

認知症があっても住み慣れた地域で永く生活できるように、施設整備を行います。今年度末でグループホーム7か所、認知症デイサービス8か所、小規模多機能型居宅介護施設3か所となる予定です。今後3年間でそれぞれ1か所、1か所、3か所の追加整備を計画しています。また、東京都の保健医療計画において、がんと診断された時から切れ目ない緩和ケアの提供を行い、地域で安心して療養できるよう「地域緩和ケア」を推進することとしていることから、区として、緩和ケアの施設を設置することは現時点では考えておりませんが、緩和ケアについて地域の病院や診療所などと情報共有などを図ってまいります。

④について

区では、高齢者や障害者の方など誰もが安全で使いやすい道路となるように、区道のバリアフリー化に取り組んできました。今後も、現場状況等を勘案のうえ、バリアフリー化が可能な道路については、道路改修工事に合わせて、順次、歩行空間の改善に努めてまいります。

「2025年」当事者として区民説明会に参加いたしました。

保険料の負担をできるだけ抑えるためには、長期的に見てやはり予防に力点を置き健康寿命を伸ばしていく施策が重要と思われました。特に今回の法改訂では保険者の決定で事業を行う部分が多いので、先進的な取り組みをしている自治体の例を研究していただきたいと思います。

私が長年文京区で高齢者の相談や居宅介護支援業務をさせていただいて感じる意見を以下2点に絞って述べたいと思います。

1. 介護予防・生活支援サービス事業のうち訪問型サービス

住民主体による支援

従来専門職により家事支援サービスを提供しています。要支援の方や軽度認知症のある方の家事支援であっても専門的な援助ができ、それにより機能維持ができ長く在宅生活が可能になる事例がおおく見られました。今後は適切なアセスメントにより利用するサービスを分類していくことになることと思います。「住民主体による支援」の担い手を育成していく施策（研修の実施等）が必要と思います。

個人情報保護と提供者側の利用者に対する共通認識、利用者の個別性の理解と尊重など福祉的援助方法の基本を身に付けていただければ大きな混乱は防げると思います。

2. 認知症支援策

認知症カフェ

オランダの認知症カフェは認知症者と家族、友達、地域住民、専門職等誰でもいつでも参加でき和やかに集うカフェと言われています。専門職は退職者のボランティア等が担い、場所は空き店舗や空き家利用など活用されていることも考えられます。認知症者と家族の支援のみならず、エンパワーメント・仲間作りの居場所ともなっています。財源は助成金等オランダでもさまざまのようです。

文京区でもできていますが、あまり存在は知られていません。身近に頻繁に利用ができ、集える場所があれば近所に住む住民も参加し、コミュニティ

1について

住民主体による支援については、その担い手となる者が、要支援者等に対して適切な生活支援や介護予防を提供するとともに、必要ときに高齢者あんしん相談センターなど必要な機関に連絡することができる必要があります。このため、担い手となる者に対して、介護保険制度や高齢者サービスの基本的知識等について、他自治体の好事例も研究しながら、文京区の実情に応じた研修等の啓発を検討してまいります。

2について

認知症カフェについては、認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき集う場として、認知症の人やその家族等に対する有効な支援策になると考えています。文京区においては、駒込地区においてオレンジカフェの名称で実施しているところですが、今後、地域に根付かせるべく周知に努めるとともに、他の日常生活圏域への拡大を検討してまいります。

<p>形成につながります。問題の早期発見にもなり予防的対応が可能となります。 長期ビジョンの中でご検討いただければと思います。</p>	
---	--

③ 障害者計画

No.	意見（原文）	区の考え方
21	<p>聴力2級 大10、6月24日生 御願がい</p> <p>年と友に耳のきこえが悪くなり現在は書談ですのでマジック黒板で家の人と話しをしていますので月に10本くらい筆1本150-です。現物でよいから、なんとかありませんか。上記おねがい致します。</p>	<p>現在区では筆談に使用する筆記用具の給付等は行っておらず、また今後も行う予定はございません。</p> <p>これは、障害者の方への用具給付事業である日常生活用具給付事業の対象を「用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの」に限定しているためですので、ご理解の程お願いいたします。</p>
22	<p>「障害者計画」に該当するのでしょうか。まちのバリアフリーの推進です。白山下に住んでいます。高齢者や障害者が苦勞して三田線白山駅の階段を利用しています。白山上にはエレベーターもエスカレーターもありますが、白山下はかなりハードな階段だけ。文京区として何かしていただけないでしょうか。具体的な計画等も見えていません。</p>	<p>駅のエレベーター等の設置をはじめとするバリアフリーの推進については、皆さんからのご要望を受け、鉄道事業者である東京都交通局に対して要請を行ってまいりましたが、引き続き情報交換などを行いながら連携を図り、環境改善に取り組んでまいります。</p> <p>なお、区では、公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者が連携しながら、一体的・面的・継続的なバリアフリーを推進していくために、平成27年度末までに、文京区バリアフリー基本構想を策定いたします。具体的なまちのバリアフリー化については、平成28年度以降に、バリアフリー基本構想に基づく整備計画を作成し、それに基づき事業を検討・実施してまいります。</p>
23	<p>5-3-2 情報バリアフリーの推進</p> <p>コミュニケーションの視点が抜けているように思えてならない。</p> <p>公的窓口での聴覚障害者への対応は、見てわかるようになっているだろうか。知的障害の方にもわかりやすくなっているだろうか。</p>	<p>本事業は、行政情報が多様な受け手に確実に届くよう、障害特性に応じて情報提供のあり方を工夫することを当面の取り組むべき目標としております。そうした情報アクセシビリティの向上を始め、今後はICTの利活用等も視野に入れながらコミュニケーション支援を検討してまいります。</p> <p>また、主要項目及びその方向性「(5)ひとにやさしいまちづくりの推進」(中間のまとめP.332)において、区内の公共的性格をもつ施設などではユニバーサルデザインの考え方を取り入れるということを示しており、ご指摘いただきました窓口での分かりやすい表示案内はこの考え方に含まれるものと考えております。今後の窓口整備の際はこの考え方にに基づき、表示の工夫や意思疎通を補完するための取組み等について検討してまいります。</p>
24	<p>5-4-2 災害時要援護者への支援</p>	<p>平成26年4月に改正された災害対策基本法による、災害時要援護者名簿か</p>

	<p>必要な障害者について、個別支援計画策定を。</p> <p>聴覚障害者も災害の発生に気づかず逃げ遅れる可能性がある。避難行動とは別に、情報伝達が多様な方法で確実に行われるようにする必要がある。多様な方法があることは、全ての区民に益するものとなるよう考えたい。</p>	<p>ら避難行動要支援者名簿への切り替えにあたり、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）により、「避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である」としていることから、今後、避難支援関係者等と連携し、個別支援計画の策定を検討してまいります。</p> <p>また、聴覚障害者の方への情報伝達については、現在、文字による区の防災情報の提供方法として、エリアメール、「文の京」安心・防災メール、ツイッター及びホームページ等を整備しており、今後も聴覚障害者の方にもわかりやすい効果的な情報伝達に努めてまいります。</p>
25	<p>5-6-3 手話奉仕員養成研修事業</p> <p>国は奉仕員レベルではなく通訳者レベルの養成・派遣を実施することを、25年春に厚労省から出されたモデル要項にも書いてあるはずである。</p>	<p>国は意思疎通支援者の養成について、市町村では手話奉仕員の養成を、都道府県では手話通訳者の養成を行うことで事業のすみ分けを行っております。</p> <p>手話奉仕員養成については、地域生活支援事業の新たな市町村必須事業として障害福祉計画に盛り込むことを国から求められていることから、手話奉仕員の活用方法や今後の事業展開等について検討する旨を計画に記載しているところです。</p> <p>また、手話通訳者派遣については、計画事業「1-1-10 意思疎通支援事業」において既に実施しております。なお、文京区では手話通訳者の登録の際、東京都の手話通訳者の試験のレベルと同等の試験を実施しており、区内で活動している通訳者のレベルは東京都の通訳者と同じであると考えております。</p>
26	<p>短期入所施設について</p> <p>中3の娘が重度な障がいを抱えており医療的ケアが必要ですが、都内の施設は空きがなく予約が取れない状況のため、医療的ケアの障がい児でも短期入所ができる施設をご検討願います。</p>	<p>平成27年度から文京総合福祉センターにて事業開始いたします短期入所については、重症心身障害児も利用対象者とし、できるだけ医療的ケアが必要な方を受入れるよう運営事業者に求めております。しかし、上記施設は医療機関ではないため、医療的ケアの内容により、また設備や人員、医療との連携体制の確保等によりお受けできない場合もございますので、ご了承ください。</p>
27	<p>短期入所施設について</p>	<p>平成26年度現在、文京区の福祉タクシー券受給に係る所得制限額は、荒川</p>

<p>区外の複数施設を利用せざるを得ない状況で、東大和市や多摩市の施設が利用できる場合があります、その際、介護タクシーを利用するため往復約3万円という大きな出費が発生しております。タクシー券の制度があるかと思いますが、収入は大きく増えていないにも関わらず、荒川区ではおりにいたものが文京区に引っ越したら制限にかかり自己負担となっております。収入の区切を緩和していただけないか是非ご検討願います。</p>	<p>区と変わりありません。この制限額は、心身障害者医療費助成（都）および心身障害者等福祉手当（区）の受給要件に準じています。また、福祉タクシー券の所得基準時期は、申請年度の前々年1月～12月となっております。一時的な所得増加等で受給非該当となった場合も考えられますので、毎年の年度切替時にご相談ください。</p>
<p>28 日常生活および社会生活に困難を持った聴覚に障害のあるろう者、難聴者に対する「計画」がありません。</p> <p>身体障害者手帳を申請することの出来ないろう者、難聴者が多く存在します。特に難聴者は高齢化社会で急増しており、聞こえに何らかの支障のある方は人口の10%もいます。</p> <p>障害者施策の対象を手帳保持者にとどめることは障害者権利条約の理念、障害者基本法の障害者の定義にも反します。</p>	<p>障害者基本法の理念に基づく障害者総合支援法が施行されたことに伴い、「障害者」の範囲は、身体障害者、知的障害者および精神障害者（発達障害者を含む。）に加え、難病等により障害がある方も追加されました。障害者総合支援法における身体障害者とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者とされており。</p> <p>区では、各法令に基づき補装具費等の支給を行う一方で、身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成し、難聴児の健全な発達を支援しております。また、福祉のまちづくりの観点から磁気ループなどの集団補聴設備の設置等も検討してまいります。</p>
<p>29 実態・意識調査の方法は適切だったのでしょうか。手話を言語とするろう者に手話通訳なしで、あるいは高齢の難聴者に介助なしで記入式の調査をしたのであれば、実態・意識調査に反映されないのではないのでしょうか。どのような調査方法、記入時の支援措置をしたのか問います。</p> <p>再度、聴覚に障害を持つ人を対象に幅広く、適切な内容で調査を実施することを求めます。</p>	<p>障害者(児)実態・意向調査では、ご本人による回答が難しい場合、原則ご家族の方や支援者の方にご本人の意見の代筆による回答をお願いしたところです。また、回答に不安のある方等については、窓口にて職員が回答の支援を実施したり、視覚に障害のある方で希望者については、調査委託業者による訪問聞き取りを実施いたしました。次回調査時においても、より多くの方にご回答いただけるようご家族や支援者の方のご協力を得ながら、その方の状態に応じた支援の方法について検討してまいります。</p> <p>なお、障害者計画は本年3月の策定を目指し進めているところであり、聴覚障害者に対する再調査を実施することは考えておりません。</p>
<p>30 聴覚に障害を持つ人は、日常生活、社会生活のあらゆる場でコミュニケーションの困難を持っています。その困難を解消するのが意思疎通支援者派遣</p>	<p>1) について</p> <p>文京区の意味疎通支援事業の実施要綱については、特に具体的な問題があ</p>

事業であり、聴覚バリアフリーの施設であり、市民社会や行政職員等の理解です。聴覚に障害を持つ人の問題解決の出来る資格を持った専門職が必要です。

以下のような施策が必要です。

1) 聴覚障害者意思疎通支援事業の実施要綱の厚労省モデル要綱に沿って全面改訂する。

現在は月4回までの派遣しか認められず、派遣内容も限定されています。対象者を意思疎通支援を必要とするものとして身体障害者手帳の要件を撤廃する。手話通訳派遣の土日、祝日の受付、あらゆる分野の内容の通訳の派遣、手話通訳派遣単価の大幅改定。

2) 高齢難聴者向け施策の充実。

例) 聞こえの相談会、難聴者向けデイサービスの実施。

例) 65歳以上の高齢者へ補聴器支給。岩手県大船渡市参照。

3) 区内の公的施設のバリアフリー化を図る。

例) 大学病院、交通機関、遊園地、野球場等レジャー施設に手話通訳、字幕投影設備、補聴設備、電話リレーサービス機器設置条例を制定する。

例) 区の施設に磁気ループの設置、要約筆記用のスクリーン、プロジェクターの完備、窓口に耳マークによる筆談対応表示。

例) 文京区内の地下鉄メトロ、都営三田線、JRなど駅、車両内の文字による電光表示板、窓口の難聴者用スピーカー、磁気ループの設置、遠隔手話、文字通訳装置の設置、職員の筆談対応などのバリアフリー化。

4) 全職員の手話学習推進、筆談対応の研修。学校教育に置ける手話学習導入など。

5) ろう者、難聴者に対し相談支援の出来る資格を持った職員の設置。

6) その他災害時に置ける情報保障、緊急時の通信手段の確保等。

例) 視聴覚障害者所帯にケーブルテレビ加入促進、緊急時情報通知システム導入

例) 文京区CATV番組に手話と字幕放送、解説放送実施。

ると認識していないものと考えます。ただし、今後事業を行う上で検討すべき課題については聴覚障害当事者等の意見も踏まえ、検討してまいります。

2) について

高齢難聴者を対象とした区独自の施策は現在のところ予定しておりませんが、高齢期の聞こえにくさは社会参加等の阻害要因ともなることから、今後の検討課題として認識しております。

3) について

公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者が連携しながら、一体的・面的・継続的なバリアフリーを推進していくために、平成27年度末までに、文京区バリアフリー基本構想を策定します。具体的なまちのバリアフリー化については、平成28年度以降に、バリアフリー基本構想に基づく整備計画を作成し、それに基づき事業を検討・実施してまいります。

また、区の施設においては、現在障害福祉課及び高齢福祉課窓口において磁気ループや簡易筆談器を設置して対応しており、その他の窓口においても筆談対応は可能となっています。

4) について

区職員については、新任職員に対する福祉研修の中で、障害のある方に対する接遇を学ぶ研修を実施しており、車いす操作方法の修得、福祉作業所での利用者との交流を行うことにより、障害のある方への理解を深められるよう努めております。

今後は、車いすの操作方法や福祉作業所での利用者との交流だけでなく、障害の種別に応じた接遇研修の実施を検討してまいります。

また、学校教育に置ける手話学習導入についてですが、手話学習として、全校一律での取組を実施する予定はございません。しかしながら、現在、学校では、総合的な学習の時間などの学習で、手話、点字、車いす等への理解や体験、障害のある方との交流などを通して、同じ社会に生きる人間として、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んずる態度を養っております。今後

		<p>も特別支援教育の充実を図りながら、共生社会の形成に向けた理解の促進を図る教育の一層の充実を図ってまいります。</p> <p>5) について</p> <p>障害のある方への相談支援については、障害福祉課窓口及び区内相談支援事業所において行っております。現在のところ手話通訳等の有資格であることを要件とした職員の採用を行う予定はございませんが、聴覚障害のある方からのご相談については、磁気ループの活用や筆談等を用いながら丁寧な相談支援の実施に努めてまいります。</p> <p>6) について</p> <p>災害時における障害者の方への情報伝達については、現在、防災行政無線屋外スピーカーによる音声放送のほか、文字による区の防災情報の提供方法として、エリアメール、「文の京」安心・防災メール、ツイッター及びホームページ等を整備しており、今後も視聴覚障害者の方にもわかりやすい効果的な情報伝達に努めてまいります。</p> <p>また、現在文京区民チャンネルでは、気象庁から大雨等の警報が発令された際、当該警報の発令並びに神田川水位情報について、24 時間体制で自動的に画面表示をするシステムを導入しております。</p> <p>なお、通常の放送では「手話付番組」を1日4回放送するとともに、区の催しやお知らせ等をお伝えする「文京インフォメーション」については音声と併せて文字による情報提供を行っており、こちらは1日5回放送しております。</p>
31	<p>以下のような計画が必要です。</p> <p>1) 意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者）派遣件数の拡大 平成 29 年度までに 2 倍にする。</p> <p>2) 意思疎通支援者派遣制度の拡充を行う。 聴覚障害者当事者の意見を聞き、平成 27 年度中に改訂する。</p> <p>3) 意思疎通支援者（手話通訳者）、手話のできる区民を増やす。 平成 27 年度 1.2 倍、平成 28 年度 1.3 倍、平成 29 年度 1.5 倍</p>	<p>1) について</p> <p>派遣件数については派遣単位の変更はあったものの、平成 24 年度まで 500～600 件程度であった件数が、25 年度は 1200 件以上となっております。今後も拡大しているものと考えますが、需要に応じ、手話奉仕員の活用と合わせて派遣の充実を検討してまいります。</p> <p>2) について</p> <p>障害当事者の意見を伺い、改善できる部分については検討いたします。</p>

	<p>4) 意思疎通支援者（手話通訳、要約筆記者）の身分保障を図る。 報酬の改定を行う。平成 27 年度 1.5 倍。</p> <p>5) 区内施設視聴覚障害者バリアフリー条例を制定する。 平成 27 年度調査検討会の実施 平成 28 年度条例提案、平成 29 年度施行</p> <p>6) 手話言語条例の制定。 平成 27 年度調査検討会の実施 平成 28 年度条例提案、平成 29 年度施行</p> <p>7) 緊急災害時聴覚障害者情報支援設備制度の策定 平成 27 年度調査検討会の実施 平成 28 年度施行</p> <p>8) 視聴覚障害者に対応出来る相談支援者の採用 平成 27 年度 1 人、平成 28 年度 2 人、平成 29 年度 3 人</p>	<p>3) について 現在、社会福祉協議会で手話講習会を開催し、手話を学ぶ機会を提供しています。本講習会については区報や社会福祉協議会ホームページ等で周知を行っているところですが、今後も手話のできる区民を増やし、活用するための方策を研究いたします。</p> <p>4) について 報酬の改定については、平成 25 年度に行っているところです。意思疎通支援者の身分保障等については、今後も検討してまいります。</p> <p>5)、6) について 今後の検討課題として認識しております。</p> <p>7) について 災害時の聴覚障害者への情報支援については、今後当事者の方のご意見も伺いながら、より分かりやすい効果的な方策について検討してまいります。</p> <p>8) について 現在のところ、手話通訳等の有資格であることを要件とした職員の採用を行う予定はございませんが、引き続き障害特性に応じた適切な支援が実施できるよう努めてまいります。</p>
<p>32</p>	<p>障害者の権利実現に対し、障害者権利条約に則って、以下の対策が求められると思います。</p> <p>1. 障害者が他の健常者同等に退職金を支給され得ること。</p> <p>2. 障害者が公営住宅に（普通に希望して）住めるようになること。</p> <p>上記の根拠は障害者権利条約の条項に明記がありますので、詳細は確認ください。</p> <p>1. については、障害者が退職金を支給され得る以前に、正社員としての契約が少ないのが実情（不当に契約社員としての採用が目立つ）ため、その雇用形態の比率を差別が感じられない程度に改善するべく、広く管轄の企業に働きかけ、モニタリングを継続するなどの取り組みが不可欠と思われます。</p>	<p>1 については、障害者の就労支援で関わっている中で、正社員としての雇用・求人が少なくなっている現状は認識しております。ご意見をいただいた障害者権利条約における労働及び雇用の部門については、国全体の労働行政における課題と認識しております。国の動向を注視すると共に、管轄する東京労働局や飯田橋公共職業安定所との連携を深め、障害者の雇用条件改善のため努めてまいります。</p> <p>また 2 については、本区の管理する全ての公営住宅におきまして、障害の重い方の入居について、所得制限を緩和し、使用料を減額することにより優遇しております。</p>
<p>33</p>	<p>(No.12 と同じ。)</p>	<p>(No.12 と同じ。)</p>

④ 地域福祉保健の推進計画

No.	意見（原文）	区の考え方
34	<p>地域では高齢化や古くて良い屋敷が次々と壊され、小さな三階建やマンションがすぐに建てられ、（私の住居もそんな1つですが）何か寂しいようにも思います。何か広場の活用はないでしょうか。</p> <p>千石4丁目では、コミュニティカフェ風さんの運営ほか、多世代交流を進める動きを続けて下さっている知識と人脈のあるシニアの方々が、良いモデルを示してくれていますが、次に繋いでいけるように今後も中年である私たちや次世代の子供たちへ人が生活するのに望ましい環境と関わり合いを示していけたらと思います。</p> <p>例えば、古くて良い屋敷後などは、庭つき・畳敷・縁側つきで多世代で集えるような「縁側図書館」などいかがでしょうか。</p>	<p>地域で多様な世代の方々が関わり合いを持ち、ともに支え合う体制を構築していくことは区としても、大切なことと考えております。</p> <p>こうしたことを踏まえ、区と社会福祉協議会が連携して小地域活動を推進しており、かかる事業の充実を図るべく、地域福祉コーディネーターを配置することを通じて住民主体の場づくりの支援を行ってまいります。</p>